

インターネット支店普通預金取引規定

本規定は、お客さまが、佐賀共栄銀行インターネット支店（以下「当店」といいます。）で開設する普通預金口座により取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店との取引を行う場合は、下記の条項に加え、「インターネット支店取引規定」「インターネット支店定期預金規定」により取扱います。これらの規定に定めのない事項については、「普通預金規定」等、当行が別途定める各取引規定が適用されます。

1. 預金取引の方法

(1) インターネット支店普通預金（以下「この預金」といいます。）は、次の方法により取引を行います。

- ① インターネットを通じたモバイル機器等による取引
- ② インターネットを通じたパーソナルコンピューター等の端末機による取引
- ③ 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機による取引

(2) この預金の通帳は発行しません。

2. 取扱店の範囲

この預金は、原則として当店を含む当行本支店の窓口で預入・払戻等を行うことはできません。

3. 振込金の受入れ

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. 取引の制限

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2) 3 ヶ月以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4) 前 3 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前 3 項にもとづく取引等の制限を解除します。

6. 解約

(1) この預金を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の解約請求書類に記名（お届印の登録がある場合は、記名に加えお届印を押印してください）し、当店へ郵送してください。郵便到着後、当店よりお客さま宛に受領連絡（電子メール・電話等）を行い、解約手続きを進めます。この場合、キャッシュカードについては、お客さまの責任において破棄してください。ただし、手数料に未払いがあるなどの場合は、即時に解約しないことがあります。

(2) このほか、この預金の解約については、インターネット支店取引規定 21.の定めのとおり取扱いいたします。

7. 利用の無い口座の解約

この預金について、口座開設後 3 カ月を超えて入金がなく、または、預金利息もない状態が 3 カ月以上続く等、口座利用が確認できない場合には、当金融機関から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申出がない場合には当金融機関は口座を解約できるものとします。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書にお届印により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。なお、当店にお届印の登録がない場合はお届印は不要とし、法令で定められた本人確認資料を郵送するものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

9. 規定の変更等

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

(2025 年 8 月 22 日現在)